

柳井市土地開発公社は、公有地等の円滑な取得などを行い、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和49年7月に本市が出資することにより設立されました。

以来、街路、公園などの都市計画事業等に係る「用地先行取得事業」、企業団地や住宅団地といった「土地造成事業」を行い、効率的な行政運営を通じて、市政の発展に貢献してまいりました。

また、平成17年度から26年度までの10年間は、国道188号柳井バイパスにおける用地代行取得を担うなど国の直轄事業にも大きな役割を果たしてきたところでございます。

一方、社会経済情勢が大きく変化する中、近年では土地の取得や造成などの具体的な事業展開の予定がなく、土地開発公社の意義や役割が発揮できない状況にあります。

本市では、国道188号柳井・平生バイパス事業における用地代行取得を念頭に、公社を存続させてまいりましたが、この度、国土交通省から同バイパス事業に係る用地取得に当たっては、直接買収を行うため、公社に対し代行取得は要請しない旨の方針が示されました。

このことを受けまして、長年にわたる公社の役割は十分果たしてきたものと判断し、解散に向けた手続を進めることといたしました。

その手順としては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を経て、県知事の認可を受けたときに解散する。とされております。

去る2月3日に公社理事会が開催され、解散することについての同意が得られましたので、この度、議会の議決をお願いするものでございます。

柳井市土地開発公社の解散に伴いまして、同公社が保有する資産を整理する必要があります。

本議案は、公社の債務を解消するため、本市の公社に対する貸付金について、そ

の債権を放棄するものであります。

貸付金につきましては、平成27年12月の定例議会において議決をいただき、翌平成28年2月、2億7,445万9千円の長期貸付を行っております。

これまでに、公社から8,214万8千円が繰上償還され、現在の貸付金残高は、1億9,231万1千円となっております。

これに対し、公社が保有する資産は、現金及び預金のほか、住宅団地等の完成土地などがあり、このうち住宅団地等の完成土地について時価評価した額が8,477万7,938円となりますので、代物弁済として貸付金残高から控除し、差し引き1億753万3,062円について、債権を放棄するものでございます。

また、残りの現金及び預金などの残余財産につきましては、法令等の規定により、出資団体である本市へ寄附することとなりますので、清算手続において適切に処理してまいります。

なお、公社の負債としましては、本市からの長期借入金のみであり、金融機関等からの借入はありませんので、この度の手続により、公社の債務は全て解消されることとなります。